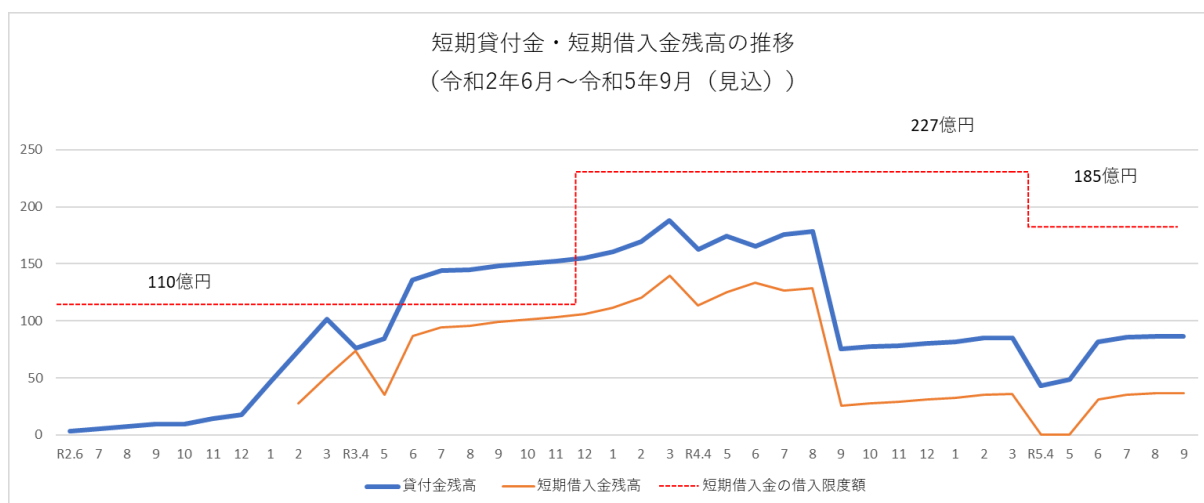


漁済連に対する最近の貸付状況及び今後の貸付けの見通し等について

1. 漁済連に対する貸付状況

- (1) 令和2年度以降、長引く不漁に加え、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、共済金支払が著しく多額に上り、国の特別会計による保険金が大きく不足したことから、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）が保険金相当分について全国漁業共済組合連合会（以下「漁済連」という。）に貸付けを行っている。
- (2) 令和2年度から令和3年度にかけては、漁業共済団体による共済金の支払額が過去最高を記録する中、信用基金の貸付金残高も増大し、業務方法書に定める貸付金の限度額及び中期計画に定める短期借入金の借入限度額を超過することが見込まれたため、令和3年度及び4年度に限り、貸付金の限度額及び短期借入金の借入限度額の引上申請を行い（令和3年11月30日主務大臣認可）、円滑に漁済連へ貸付けを行えるよう対応した（令和3年度末の貸付残高188億円、借入残高140億円）。
- (3) 令和4年度においては、共済金の支払額が前年度を下回ったこと、国の特別会計から保険金174億円が漁済連に支払われ、これを財源として漁済連から貸付金が返済されたことなどにより、年度末の貸付金残高は85億円（対前年度末比△103億円）、短期借入金の借入残高は36億円（対前年度末比△104億円）となった。
- (4) 令和5年度上半期においては、信用基金から漁済連に対して延べ49億円の貸付けを行う見込みであり、一方、国から支払われた保険金を財源として、漁済連から信用基金に対して、48億円の貸付金が返済されたことから、9月末現在の貸付残高は87億円、借入残高は37億円となる見込みである。



注) 令和5年9月は、漁済連調べに基づく見込額である。

2. 今後の貸付けの見通し

- (1) 今後の貸付けの状況としては、共済金の支払は、令和3年度をピークとして減少傾向にあるものの、幅広い漁業種類での不漁の継続、自然災害（赤潮・台風等）の影響等から、令和5年度下半期以降においても、信用基金から漁済連への貸付けは継続するものと見込まれる。
- (2) なお、信用基金においては、出資金及び利益剰余金のほか、民間金融機関から借り入れた短期借入金を原資として貸付けを行っている。
現時点の短期借入金の借入残高については、令和5年度の共済金の支払が令和2年度～4年度実績を下回って推移していること等から、中期計画・年度計画に定める短期借入れの限度額（185億円）を大きく下回っている状況である。

3. 貸付金利について

- (1) 信用基金は、令和3年4月から、漁済連に対する貸付金利を「TIBOR レート＋0.35%」としている。
これは、民間金融機関から借入れて漁済連に貸し付けることが継続することが見込まれる中、信用基金の貸付金利が、民間金融機関から信用基金が借り入れる金利と逆ざやにならないよう措置したものである。
- (2) なお、令和4年度後半からは、調達金利と貸付金利との差に縮小がみられたことから、前回の運営委員会において、今後の金融動向を注視しつつ、必要に応じて更なる見直しを行うものとしたところである。
- (3) 令和5年度上半期の金利情勢及び信用基金の調達利率の動向を見ると、調達金利が引き続き上昇傾向にある。現時点で直ちに貸付利率の見直しが必要な状況にはないが、今後も調達金利が上昇し、TIBOR レートとの差が拡大する場合、年度内にも貸付金利を見直さざるを得ない可能性もある。
なお、貸付利率の見直しをした場合には、次回、運営委員会で報告することとする。

以上